

発言表 (予算委員会第二分科会)

しら いし よう いち

白石 洋一君 (立民)

金子 恭子 総務大臣

政府参考人

総務省 山越 自治行政局公務員部長

総務省 前田 自治財政局長

総務省 二宮 総合通信基盤局長

国土交通省 塩見 大臣官房審議官

国土交通省 高橋 水管理・国土保全局次長

1 中小河川の川ざらいを！（緊急浚渫推進事業をもっと使って！）

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○中谷主査 次に、白石洋一君。

○白石分科員 白石洋一です。

まず、川ざらい、河床掘削の議論をさせていたいただきたいと思えます。

西日本、愛媛なんですけれども、大雨が頻発しています。線状降水帯とか台風、それが何回も来るといふことで、それで川の氾濫というのが非常に怖いんですね。実際、西日本豪雨ではそういう事故が、人命に関わる事故が起きたりしました。それにならないように備えるためにどうすればいいか、これはいろいろある中で、川ざらいというのが有効な手段だと思っております。

総務省さんの方でありがたい制度があります。緊急浚渫推進事業というもので、これは従来は、河川管理主体、県とかは、草は対応しませんよというものだったのを、この事業によって、草について、草の中でもアシあるいはヨシともいう木じゃないかと思われるような草ということなんですけれども、それが生い茂っているようなところ

ろをちゃんと対応してくれる、それを切って、そしてその根のところにある土砂を取り除いてくれる、川ざらいをしてくれる、こういう事業であります。

これを私はもうどんどん使っていたいただきたいなというふうに思うんですけども、現在の予算の利用状況、特に、私の気になるところで、愛媛県は四国中央、新居浜、西条、今治市、この利用状況、どうなっていますでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

近年、河川氾濫などの大規模な浸水被害が相次ぐ中、こうした被害を未然に防ぐために、地方団体が緊急的に河川などのしゅんせつを実施できませう、地方財政法を改正して、令和二年度に、お話のございました緊急浚渫推進事業債、これを創設したところでございます。

令和三年度地方債計画におきましては、この緊急浚渫推進事業債を一千億円計上しております。令和四年一月末時点での同意等額は約六百七十億円となっております。

なお、現在、地方団体から追加の協議を受け付けているところでありまして、同意等額は更に増加することを見込んでおります。

お話がございました愛媛県内の四市に所在いたします河川に係る令和三年度の緊急浚渫推進事業債、この令和四年一月末時点での同意等額は、県管理河川も含めまして、四国中央市は〇・三億円、新居浜市は〇・一億円、西条市は〇・三億円、今治市は〇・八億円となっております。

○白石分科員 管理主体、県であったり市であつたり

たりしますけれども、先ほどおっしゃったのは、管理主体をまとめて、二級河川は県ですけれども、そこで所在している川についても含めているんですね。ちょっと確認ですが。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○白石分科員 私の感覚ではもっともつと使えるところがあるんじゃないかなと思うんですけども、これは利用する地方自治体、市であったり県であったり、使おうかという判断をするところと、この間もあると思うんですけども、住民もそれを知っていたら、もっと気軽に、この制度でお願いしますというふうに言うこともできると思うんですけれども、制度周知というのはどうなっていますでしょうか。

令和二年から始まったということなんですけれども、先ほどのお話だと、一千億円の予算を用意している中で、今のところ、もう二月で、来年の予算を議論しているところで六百七十億円ということは、まだまだ余白があるわけですね。この制度周知についてどのようにされていますでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

この緊急浚渫推進事業債につきましては、通例の事務連絡による周知のほか、総務省ホームページにおきまして優良事例を掲載し、また、地方団体ヒアリングで総務省の方に来られる機会を通じまして、その紹介を行っておるところでございます。

また、関係省庁の方におかれましては、地方団

体の担当部局に対する説明会等において本事業債の周知を図っていたいただいているところでございます。

引き続き、こうした取組や地方団体向けの会議等を通じまして、更なる周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○白石分科員 是非、周知していただいで、地方自治体の職員さんだけじゃなくて、こういうものがあるよと、もっと広く、ホームページは誰でも見ることができまますけれども、住民の方々も、川ざらい、今はアシが生えていてもできますよというようなことを周知していただければ、もっともつと使われて、事前災害防止、そういうことにながると思います。

大臣、この緊急浚渫推進事業、非常に重要な事業だと思えます。まだまだ使える余地があると思ふんですけれども、大臣、この事業についての意気込みをお聞かせください。

○金子（恭）国務大臣 白石委員の御地元愛媛県もそうでありますし、私の地元は、おとし、令和二年七月豪雨災害、人吉、球磨、芦北、坂本という大洪水が起きたところを選挙区に持つております。ですから、先生がおっしゃることは十分よく理解できるわけでございます。

今局長から御答弁にもありましたが、愛媛県の四国中央市、新居浜市、西条市、今治市も含め、多くの地方団体において緊急浚渫推進事業債を活用し、河川などのしゅんせつ事業に取り組んでいただいております。

この事業に取り組んでいる自治体からは、豪雨

時に河川氾濫や道路冠水などが発生しないなど、大きな防災効果があったとの報告を受けております。

総務省としては、こうした先行団体の事例などを紹介しつつ、関係省庁とも連携を図りながら、自治体におけるしゅんせつ事業をより一層促進してまいりたいと思えます。

○白石分科員 大臣からの力強い答弁、ありがとうございます。

これは、人命を救うということもありますし、そして、財政的にも、あらかじめやっておけば、大雨が来て、それで被害が出る、それに対応するよりも安くつくというふうに思いますので、どうかよろしく願います。

そして、河川を管理している、これは国交省さんになると思うんですけども、今は、議員が歩いて、そこで話を聞いて、ああ、確かにここは危なそうだねということ、県につないだり市につないだりして対応している、アドホックな対応になっている。もうちよつとありていに言うと、もしかしたら、これは行き当たりばったりになつていんじゃないかな。もっとシステムチックに危ない箇所、危険箇所を見つけて、そして対応する。特に、人が住んでいない、あるいはそこには人が来ないようなところが危険だったりするわけですね、山奥の方だったりして。そういったところをシステムチックに危険箇所を見つかる。そういったことを管理主体としてやっていただきたいんですけれども、国交省さん、どうでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

堆積土砂の除去などが必要な危険箇所につきましては、河川管理者が定期的に把握することが重要であると考えております。

一方、自治体が管理する中小河川、特に市町村が管理する準用河川とか普通河川におきましては、技術力不足とか人員不足等によりまして、巡視や点検などによる日常的な把握が十分に行われていない、こういった実態があることも承知しております。

国土交通省では、中小河川の維持管理を効率的に行うことができるよう、河道等の点検要領を作成いたしましたして、普及に取り組んでいるところでございます。また、各地方整備局等におきまして、維持管理に特化した技術相談窓口を設置するなど、技術的な支援も行ってきたところでございます。

また、緊急浚渫推進事業債は、堆積土砂の除去に必要な測量などの調査費用にも活用が可能という制度になっておりますので、維持管理に必要な技術力を持った技術者資格でございます河川維持管理技術者とかまた河川点検士、こういった有資格者の調査への活用につきましたも、総務省と連携いたしましたして、市町村等に対して周知してまいりたいと考えております。

引き続き、中小河川の河川管理者が危険箇所を網羅的、体系的に特定できるよう支援をしてまいります。

○白石分科員 よろしく願います。そうですね。パトロールをすると。パトロールをするように国交省さんからもお願いし、さらに、

2人が住んでいるのにスマホの電波が入らない地域をなくせ！

このしゅんせつ事業はそのための費用も出るという事であればそれも同時にお伝えして、心置きなくパトロールして事前防災に努めてほしいという事を周知していただきたいと思えます。ありがとうございます。

次の質問です。

私の選挙区、歩いていて、人が住んでいるのにスマホの電波が入らないという事を聞きます。

それは何とかならないかと。それは、持っている携帯、スマホはこの会社ですかと聞いて、それでその会社にアンテナの具合をちよつと調整してもらったりしても、それでは間に合わない。結局は基地局が光ファイバーで結ばれていないと電波というのははつきり来ないし、加えて、今はスマホの時代、観光で山の奥の方に入っていくって写真を撮ったりするわけですね。あるいはネットで調べたりするわけですけども、そういう、スマホが使える、通話だけじゃなくて、スマホが大データ容量で使えるということになると、やはり光ファイバーで結ばれている必要があると思うんですね。日本全国どこに行ってもつながっているという事は、いわば人権の一部というふうになっていると思うんです。

それで、そこを解消しよう、そういう場所がないように解消しようというものがこの高度無線環境整備推進事業ということだと思うんですけども、この事業の利用状況について、まず答弁いただきたいと思えます。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの高度無線環境整備推進事業の活用状況

でございますけれども、四国中央市においては、令和二年度二次補正予算及び令和三年度当初予算を活用して、三事業が実施をされております。西条市におきましては、令和二年度二次補正予算を活用して一事業が実施をされております。新居浜市と今治市におきましては、現在のところ活用実績はございませんけれども、今治市におきましては、令和三年度補正予算を活用した事業の公募に事業者から応募があったところであり、今後、申請が見込まれております。

○白石分科員 活用したり活用を予定していたりということなんですけれども、今のところのカバー率という意味ではどうでしょう、それぞれの市について。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。整備状況についてでありますけれども、令和三年三月末時点におきます光ファイバーの世帯整備率は、四国中央市が九八・一％、新居浜市が九九・六％、西条市が九七・五％、今治市は九九・四％となっております。

○白石分科員 それぞれ九八から九九の間ということで、世帯にはかなり届いている。私のところに話がある、電波が通じにくい、そういう苦情は残りの一％のところだとは思ってすけれども、これも放っておくのではなくて、日本全国どこにいてもつながる、それはそこにお住まいの方だけじゃなくて、旅行で来る、あるいは登山で行く、こういう方についてもちゃんとカバーするということが大事だと思うんですけども、大臣、日本全国どこでもつながるといふ事業についての今後

の課題、それを乗り越える意気込みをお聞かせください。

○金子（恭） 国務大臣 白石委員御指摘のとおり、携帯電話や光ファイバーなどのデジタル基盤というのは、私たちの日常生活や経済社会活動に必要不可欠なものでございます。また、その早期の整備は、地方と都市の差を縮め、活力ある地域づくりを目指すデジタル田園都市国家構想を実現するためにも大変重要であると思えます。

まず、今お話がありましたような携帯電話につきましては、人口カバー率が九九・九九％実現しておりますが、5Gネットワークの整備を含め、携帯電話が利用できない地域の更なる解消に向けて、補助事業などによる支援を行っております。

また、光ファイバーについても、昨年度補正予算で五百億円以上の予算を確保するなど、過疎地や離島などの条件不利地域における整備を強力に支援しており、今年度末には世帯カバー率が九九・七％となる見込みでございます。さらに、光ファイバーなどの有線ブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にするため、ユニバーサルサービスとして位置づける制度の創設についても検討を進めております。

こうした取組を通じて、国民の誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

○白石分科員 ありがとうございます。令和二年の補正で五百億円ということで、これで、それが設計から工事そして実用というふう

3 廃屋の更地化を促せ！

なつたら、かなりまた進むんだと思います。これは誇るべきことだと私は思いますし、地方の活性化というのはもうここにかけてないと仕方がない、デジタルでつながっている、大容量でつながるといふところに、地方がまた活性化していく、その手段としてはもうここしかないんじゃないかというぐらい思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

次は、空き家、廃屋の問題です。

私の住んでいる地域も建物のうち一割ぐらいが空き家になっているということで、大量に空き家が発生し、その中には、空き家をもう一回使いましようというものもあるかもしれません。一方、大体のところは廃屋に向かっていって、廃屋が近所迷惑を起しているということなんです。

これに対応するというところで、空き家法というのができましたよね。空き家法というのをよく見ると、結局、政策の色づけとしては北風政策、つまり、空き家を放置していたら痛い目に遭うよと、パニッシュされるということであります。つまり、固定資産税の優遇措置が、まだ建物があっても、それが廃屋であるならば特定空き家ということで六倍になる、それは通常に戻るといふことなんですけれども、払っている側としては六倍になるといふことなんです。

その所有者がいたり、あるいは周りの関係者もそれを放置するんじゃないかと、それを更地化したいのは、そういう気持ちはやまやまであっても、固定資産税であるとか、あるいは除去費用、これは一時的な費用ですけれども、その負担、百万、

二百万、二百万円近くは除去費用がかかります。こういったところがあるので二の足を踏んでいるということなんです。

質問です。

更地化を誘導するために、太陽政策として税制あるいは費用負担の面で制度が考案できないか、その点、いかがでしょうか。

○塩見政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、保安上危険となるおそれがあるような空き家等の除却、これは大変重要な課題でありまして、政府としても、除却の推進が進みますように様々な取組を進めてまいります。

本来、空き家の管理は所有者等の責任でございますし、また、その除却も所有者等に行うべきだと思います。ただ、このことではございますけれども、費用面で負担軽減を図ることによりまして除却を推進するという観点から、除却の費用に対しまして、市町村と連携をいたしまして財政的な支援を行っております。これはかなり広い地域で活用されているところでございます。

また、先生御指摘の、空き家の敷地に係ります固定資産税の関係でございます。

先生お話がありましたとおり、現行の税制では、空き家法に基づいて勧告を受けた特定空き家の敷地につきましては、軽減措置が適用されなくなるということでございます。

その上で、勧告に至るよりもっと前の段階の空き家につきましても、居住のために必要な管理が行われていないというような場合には、軽減措置を適用しない形で除却を促進するという取

組をされている市町村もございます。これは、かなり除却を、北風と先生おっしゃいましたが、やり方で除却を促そうとしている市町村もあるところでございます。

一方で、先生御提案のような、条例によって、空き家の除却後でありまして、一定期間、除却前と同等の減額、軽減措置を講じるということでの除却を促しているような地域も、先生おっしゃるとおり、ございます。

このように、減額措置を早く打ち切るやり方をされているところと、それから減額と同等の措置を除却後も継続するというやり方、両方をされているところが全国にございまして、それぞれ地域で工夫をされながら一定の効果を目指しておられるということでございますので、国土交通省としましては、これらの取組の事例を横展開をいたしまして、それぞれの地域事情に合った取組が進みますように、市町村の支援を行わせていただきたいと思います。

○白石分科員 ありがとうございます。

先ほどおっしゃった北風政策に耐えられるのは大都市部だと思います。つまり、更地化を早めにして、そして売ることができるといふこと、そういうものが、太陽政策じゃないですけども、市場環境によって自分たちにまた実入りがあるから、そういう北風政策に耐えることができる。

ところが、私が住んでいる、選挙区としているような地方については、更地化するということとは、本人について、近所迷惑をしないということ以外余りいいことはないわけですね、売れないから。

職務と責任に応ずるものでなければならぬ。」「と、この対象になつていっているわけですが、その運用について、ちゃんと同一労働同一賃金が徹底しているのかということについて、今の総務省の運用状況をお聞かせください。

○山越政府参考人 お答えいたします。

一般職の地方公務員の給与は、御指摘のとおり、常勤、非常勤にかかわらず、地方公務員法第二十四条第一項に規定する職務給の原則に基づき、その職務と責任に応ずるものでなければならぬこととされております。

地方公務員法の改正で会計年度任用職員制度が導入されたことによりまして、従前は特別職非常勤職員としてきた職員等についても、対象となる者の要件を厳格化しましたので、会計年度任用職員制度に必要な移行を進めてまいりました。

その結果、臨時、非常勤職員の大部分が一般職の地方公務員であります会計年度任用職員になつているところでございます。ほとんどの臨時、非常勤職員にこの地方公務員法の職務給の原則が直接適用されることとなったところでございます。総務省といたしましては、この職務給の原則などにのっとりまして、この会計年度任用職員制度の運用として、常勤職員の給料表を基礎として給料決定を行うこと、職務経験等の要素を考慮して給料決定を行うことなどについて重ねて助言を行つてきたところでありまして、任用と処遇の適正化が一定進んだものと認識しております。

ただ、必ずしも制度の趣旨に沿った運用がなされていらない団体がまだ一定数存在をしていると

ころでありまして、総務省といたしましては、今後も実態を丁寧に把握しつつ、ヒアリングの機会等を通じて、任用と処遇の適正化が図られるよう取り組んでまいります。

○白石分科員 ちょっと時間ですので、最後、大臣に。

先ほどの答弁も踏まえて、そういう実態があったら、一応、人事委員会か公平委員会、市役所なり県庁に設けられています。そこに訴えるということになっているんですけれども、それはホームページを見たら、大臣、分かるんですけれども、ホームページがなかったり、検索しても、あるいは、あつても、結局、市役所の人事課だったりするわけです。つまり、雇用主のところ連絡してくださいということになっているんですね。本当にこれで中立性が守られるのか、匿名性が守られるのか。これは、訴えようと思つても萎縮してしまいます。ここをもっと、中立で、そして匿名性も守られる、秘密も守られる……

○中谷主査 申合せの時間が過ぎていきます。

○白石分科員 そういうものにしていただきたいんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○金子（恭）国務大臣 白石委員から御意見を賜りました。しっかり、そのことも含めて今後検討も進めていきたいと思っております。

○白石分科員 よろしく願います。終わります。

○中谷主査 これにて白石洋一君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして本分科会の審査は全て終了い

たしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。分科員各位の御協力によりまして、本分科会の議事を終了することができました。ここに厚く御礼を申し上げます。

これにて散会いたします。

午後二時二分散会